

令和3年12月1日

中学校長 各位

徳山工業高等専門学校長
勇 秀 憲
(公印省略)

令和4年度学生募集要項の訂正（障がいをもつ
入学志願者の事前相談）について（通知）

本校入学試験については、例年格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年度学生募集要項を先日公表しましたが、VI. 障がいをもつ入学志願者の事前相談の取り扱いを一部変更しました。お詫び申し上げますとともに、下記のとおりお知らせします。

記

【変更箇所】 P 5 VI. 障がいをもつ入学志願者の事前相談
(変更前)

VI. 障がいをもつ入学志願者の事前相談

障がいがある等の理由で、受験上及び修学上の配慮を必要とする者は、期限までに、本校学生課へ相談してください。

相談の期限は、令和3年11月26日（金）です。（期限後に、事故などにより配慮が必要となった者は、速やかに相談してください。）

なお、受験上の配慮ができる検査会場は、会場設備及び実施体制上の都合により、本校検査会場のみとなります。

(変更後)

VI. 入学者選抜に関する合理的配慮の提供に関して

本校では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障害等による支援ニーズのある者に対して、受験上または修学上の合理的配慮の提供を行っています。

入学者選抜において障害等を理由とした合理的配慮の提供を希望する者は、早めに本校学生課までご相談ください。なお、合理的配慮の提供には準備に時間がかかることもあるため、出願期限の一か月前にあたる令和3年12月3日（金）（推薦による選抜）又は令和3年12月21日（火）（学力検査による選抜）を過ぎてからの相談及び申請では準備期間が短く

(裏面へ続きます)

なり、希望する合理的配慮を受けられず、安心して試験を受けられなくなる可能性があることに注意してください。

必要に応じて、志願者、志願者の保護者及び在籍する学校関係者に対して、相談された内容について質問する場合がありますが、合理的配慮に関する申請及び問い合わせ内容は入学者選抜の合否判定には一切影響ありません。

入試の公平性を担保するため、合理的配慮提供の根拠となる資料の提出を求める場合があります。必要となる根拠資料に関しては、文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」によって示されている、1)障害者手帳の種別・等級・区分認定、2)適切な医学的診断基準に基づいた診断書、3)標準化された心理検査等の結果、4)専門家の所見、5)中学校、特別支援学校中等部等入学前の支援状況に関する資料、6)本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等が該当します。

※ 根拠資料に関しては提出の可否に関しても本校学生課までご相談ください。ご提出いただく根拠資料としての要件を満たしているかどうか、本校で確認します。満たしていない場合は、その理由を明示したうえで再提出を求めることがあります。

(お願い)

入学後に修学上の合理的配慮が必要な場合には、合理的配慮提供のための準備を十分に行うために、出願前の可能な限り早い段階で「事前相談」を受けられることをお勧めします。選抜後、または入学後に合理的配慮に関して初めて申請なさると、修学に必要な支援を十分に受けられなくなる可能性があります。なお、事前相談を受けられても、入学者選抜の合否判定には一切影響ありません。

相談窓口 学生課教務係 (TEL)0834-29-6233
(FAX)0834-29-6161 (Mail)kyoumu@tokuyama.ac.jp

本件担当

徳山工業高等専門学校学生課教務係

電話 0834-29-6233

E-MAIL kyoumu@tokuyama.ac.jp